

議第五号議案

埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例

埼玉県議会事務局条例（昭和二十六年埼玉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中12を13とし、11の次に次のように加える。

12 主任専門員

第三条第二号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 主任専門員

第十条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 主任専門員は、上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 技能職員（一種）たる職員の主任専門員は、上司の命を受け、事務の補助及び自動車の運転の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十八年三月二十五日提出

埼玉県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

野 長 小 鈴 宮 神 石 菅 藤 中 村 岡 菅 井 蒲 齊 田
本 峰 島 木 崎 尾 井 菅 林 野 岡 原 上 生 藤 村
陽 宏 信 栄 高 平 克 富 英 正 重 文 将 徳 邦 關
一 芳 昭 弘 治 善 夫 己 美 幸 嗣 夫 仁 勝 明 明 実

提 案 理 由

知事部局における職制との均衡を図るため、新たに職員の職を設置したいので、この案を提出するものである。